

一般社団法人第 131 条及び一般社団法人まがたま定款第 23 条に基づき下記の通り基金を募集します。

基金募集要項

法人の名称 一般社団法人まがたま

基金の目的 災害支援システム構築資金拠出に伴い、本法人の財産的基礎を成し運営基盤の強化を図ることを目的とする。

基金募集計画 基金募集額: 1000万円

基金募集計画 基金募集予定額: 1000万円(100口)
基金一口あたりの額: 100,000円
基金拠出上限額: 無制限
基金募集期間及び基金引受申込書の受付期間:
令和3年1月1日から令和3年3月31日まで
基金引受申込書の提出先: 一般社団法人まがたま

基金拠出者への告知 と基金支払予定期間

基金拠出者告知方法: 令和2年12月中に告知

基金支払予定期間: 令和3年1月1日から令和3年3月31日まで基金

基金拠出引受申し込み方法

申し込み書に、必要事項記載の上、下記問い合わせ先までご送付ください。

払込の取引場所 一般社団法人まがたまが指定する下記金融機関の口座とする。

なお、振込手数料は引受人負担とする。

・振込先 三菱 UFJ 銀行 玉造支店

普通口座 0142167

口座名義 一般社団法人まがたま

○ 本社の基金に関する定款規定は次のとおりです。

基金の拠出者の権利に関する規定

【基金の拠出】

第22条 この法人は、基金の拠出を求めることができるものとする。

【基金の募集】

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

【基金の拠出者の権利】

第24条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

【基金の返還の手続】

第25条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

【代替基金の積立て】

第26条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない

お問い合わせ先 一般社団法人まがたま
住 所: 〒540-0004 大阪府中央区玉造 1-4-14
Eメール: info@magatama.net
担 当: 代表理事 田中 慶彦